

自然あるいは本性としての感覚

——デカルトの感覚論・2——

持 田 辰 郎

0. 序

我々はすでにデカルトの感覚論全体の枠組みを《類似なき対応》ととらえ、その構造をいくつかのデカルト的命題によって解明してきた⁽¹⁾。すなわち、我々の感覚とその対象との関係は次の2つの命題によって表現されることとなる。

A. 我々の感覚とそれを引き起こす対象との間に類似はない

B. 我々の感覚とそれを引き起こす対象との間に対応がある

そして、Bの《対応》の基本構造を端的に表現するのは、いわゆる「感覚の3段階」であり⁽²⁾、命題として示すならば、

B-1. 感覚をもたらすものは運動の伝播である

B-2. 与えられた運動を機会として感覚が発生する

B-3. 我々が感覚と解するもののうちには、知性による「判断」が含まれている

となろう。デカルトにとって厳密な意味における《感覚》とは第2段階(B-2)のみである。

以上の諸命題がデカルト感覚論全体の枠組みであるとすれば、そこから派生する命題によっていくつかの論点が明らかとなる。たとえばスコラの感覚論に対する批判の根幹は、Aからの

A-1. 「志向的形質」等々と呼ばれるものを想定してはならない

と、B-1の言い換えでもある

B-1'. 感覚をもたらすものは実体の移動ではない

によって構成されることとなろう。

また、感覚に対する我々の誤謬は、Aにもかかわらず《類似》を想定することによって生じるのであり、それゆえ

A-2. 感覚とそれを引き起こす対象との間に類似を想定しなければ、我々が誤謬に陥ることはない

という教訓が得られることになる。ただし、B-3からして

B-3-1 我々が感覚と解するもののうちには、類似の想定による判断がある

のであり、我々の日常的な感覚的認識を、そしてその誤謬を論ずる際の焦点となろう。

また我々は、B-2において発生する狭義の感覚が実は制限されたものであること、すなわち

B-2-1 与えられた運動を機会として直接に発生するのは二次性質に関する感覚と内部感覚である

ということも見てきた。したがって

B-3-2 個々の物体についての一次性質は二次性質によって再構成される

ということになる。我々の感覚には、対象に真に属するもの(一次性質)は実は与えられておらず、逆に属していないもの(二次性質と内部感覚)の方が与えられている。このいわば《ねじれ》にこそ対象と感覚の非類似(A)の本質

があり、誤謬の根源がある。個別的物体の大きさ、形、位置等々の把握、そこに含まれうる誤謬はこの2つの命題をもとに解明されなければならないであろう。

我々は以上のように感覚の基本的構造を見てきたわけであるが、個別的な感覚認識、あるいはそのように思われているものに含まれている誤謬を具体的に解明するためには、再び感覚の3段階に立ち戻り、各段階の性格、それらの間の関係を確認しておかなければならない。その際に焦点となるのは、運動の伝播(B-1)と感覚の発生(B-2)が《自然ないし本性(natura)》⁽³⁾によるのに対し、我々が感覚と解するところには知性による判断が関与するとされていること(B-3)、その双方の関係であろう。

本来の感覚とその物質的前提条件は《自然》であり、我々の《本性》である。そこには《対応》はあっても《類似》はない。したがってそれ自体に誤謬はありえなくとも⁽⁴⁾、世界についての真理を明らかにしはしない。我々が世界の真理をとらえうとするならば、《対応》を導きとしつつ、我々の側が与えられたものを再構成するからにはほかならない。

ただし、《自然ないし本性》にはそれ自体の目的がある。したがって、感覚は我々に単なるデータとして中立的に与えられるのではない。与えられたものをそのまま信じて行動するよう、強い力が働く。その力をうけること、そのこと自体も我々の《本性》であるが、その力が我々の側の再構成のあり方を歪めることとなる。したがって、感覚によってとらえていると思われる個別的な認識の吟味に際しては、《自然ないし本性》と我々の知性の相克を覚悟しなければならないだろう⁽⁵⁾。

I. 自然によって定められた感覚

1.1 自然の制定

さて、我々は感覚のあり方をどのように解すべきであろうか。とりわけ、運動の伝播の過程(B-1)と知性による判断(B-3)の狭間におかれた厳密な意味での⁽⁶⁾感覚の発生(B-2)について、我々はどのように語るべきであろうか。おそらく最良の表現は、

B-2-2 感覚の発生は自然の制定によるであろう⁽⁷⁾。ここで言う「自然」とは「神そのものであるか、あるいは神によって定められた被造物の秩序」である。我々の視点からすれば、それが我々の魂の本性なのである⁽⁸⁾。

《自然によって定められた》、《そのような本性》というこの言い方は、謎を謎として受け入れるための表現と言えるかもしれない。とりわけこの感覚の発生そのものは心身の結節点であり、それゆえ、身体的・物体的過程の解明と精神的過程の解明が進めば進むほど、語りえない部分があらわになり、どこかで、《そうになっている》としか言いえない部分がでてくるに違いない⁽⁹⁾。

もっとも、自然の定めと言うならば、対象から脳内にいたるまでの運動の伝播の過程もそうである。対象から外部感覚器官までは自然そのものと言うべきかもしれないが、感覚器官から脳内の精神の座にいたる身体内の過程もその本質において変わるところはない。ただ、身体内は心身結合体としての人間の一部分である以上、そのあり方は《我々の》本性として語りうるのであり、人類という種に共通のものとしてであれ、個々人に特有のあり方であれ、我々にとってはそのように定められたものとしてある。したがって、当然すぎるほど当然であるにしても、

B-1-1 運動の伝播の過程は自然の制定

による

と言わなければならないし⁽¹⁰⁾、あるいは、身体内に限定して

B-1-1-1 感覚に関与する身体構造は我々の本性である

と表現してよいかもしれない。すなわち、運動の伝播(B-1)も感覚の発生(B-2)も、ともに「自然の制定」として語りうるし、またどちらにも《類似なき対応》がある。しかし、両段階においてその意味するところは異なる。

1.2 身体における類似なき対応

運動の伝播の過程において、すでにして対象がそのまま我々に与えられているわけではない⁽¹¹⁾。この過程の存在それ自体が、感覚を発生させるのは厳密に言えば対象そのものではなく、そこから伝播してきた運動であることを意味している。運動は身体内にかぎっても外部感覚器官から神経を経て脳内の「共通感覚」に伝達されるのであって、それゆえそれぞれの器官の構造や特質に応じて脳内に到達した時点ですでにしかるべく変換されている。たとえば「眼底を覆う視神経繊維の末端は、きわめて細いけれどももある太さをもつ」⁽¹²⁾ のであって、このことが我々の視覚によって識別しうる最小単位を規定することとなる。感覚的認識に対するもっとも素朴な疑義である「感覚が時折は何か小さいないし遠いものについて欺く」、たとえば「遠くからは丸く見える塔が近くからでは四角であるとあらわになる」⁽¹³⁾ という現象は、主にこの視神経繊維の構造によって説明されることとなろう。我々の視覚の精度がきわめて限定されていることは経験的に自明の事実であり、感覚的認識の誤謬の源の一つである⁽¹⁴⁾。

ただし、対象と脳内の運動との間にある《対応》は、あくまで機械論的である。外部感覚器

官は「蠟が印鑑から形を受け取る」ごとく「実際に(realiter)対象によって変えられる」のであり、受け取られた形は共通感覚に「移される」⁽¹⁵⁾。したがって、たとえば網膜像は対象に「明らかに似ている」のであり、脳の内部表層にすら「十分に似た絵が象られる」⁽¹⁶⁾ こととなる。

しかし、むしろ「まったく似ている形象などはない」⁽¹⁷⁾。少なくともすでに網膜像において対象は二次元に変換されており、その変換過程は、画家が透視画法によって三次元を二次元に変換している様から考察されることとなる⁽¹⁸⁾。すなわち、脳内にいたるまでの対応は物質として同質のものの間の対応であり、《類似なき》といえども「いくばくかの類似」ないし「きわめて不完全な類似」⁽¹⁹⁾ を語ることは可能なのである。

1.3 記号としての感覚の発生

ところが、脳内に伝えられた運動が感覚を発生させる段階(B-2)ではいかなる類似もありえない⁽²⁰⁾。ここでの《類似なき対応》は身体と精神との、すなわち本性を異にするもの⁽²¹⁾の間の対応であり、少なくとも機械論的には語れない。その意味において、感覚をたとえば「蠟が印鑑から形を受け取る」と考える場合、対象から外部感覚にいたる過程では「比喩ではない」にもかかわらず、認識能力にいたるこの段階においては「比喩」にすぎない⁽²²⁾ のである。

したがって、「自然の制定」(B-2-2)と言われることの意味も、ここではいわば他に説明の仕様がなことの表現として解されなければならないだろう。

ただし物質的運動と発生する感覚との間の対応関係は語れるし、また語らなければならない。たとえば脳内における「運動の力」が光の感覚

を、「運動の仕方」の多様性が色の多様性を引き起こす⁽²³⁾、と。

この対応は機械論的ではないのだから、どのような運動がどのような感覚を発生させるのか、その組み合わせは原理的には任意でありうる。人間の本性は神によって、たとえば足に何らかの損傷が生じた場合、足から脳に伝播してきた運動が「任意の何か他のもの (quidvis aliud) を精神に表示する」ように構成されていることもありえた⁽²⁴⁾。しかし、自然はこの対応関係を一意的に定めた、あるいは少なくともそのように想定しなければならない。脳内の精神の座が「同じ仕方で按配されるときはいつでも、精神に同じものを表示する (quotiescunque eodem modo est disposita, menti idem exhibet)」のであり、それはたとえば「その際に身体の他の部分は異なった仕方になっていることがありうるにもせよ」そうなのである⁽²⁵⁾。すなわち

B-2-2-1 自然は脳内の運動と発生する感覚の対応関係を一意的に定めた

のであり、たとえばいわゆる幻肢痛の場合、脳内に「足の痛みを発生させる運動」がありさえすれば足の有無にかかわらず「足の痛みの感覚」が発生すると想定することによって理解しうるものとなる⁽²⁶⁾。

運動の伝播は機械論的であり、対象と脳内の形象との間には「いくばくかの類似」が認められる。しかし発生する感覚はそれらといかなる類似もない。それにもかかわらず一意的な対応が認められるとすれば、

B-2-2-2 感覚は自然の定めた記号である

とすることができよう⁽²⁷⁾。このことを感覚を発生させる運動の側から表現するならば、

B-2-2-3 対応する運動は発生する感覚

の合図ないし機会である

ということになる⁽²⁸⁾。

1.4 感覚の観念の本性

では、この運動は感覚の原因ではないのであろうか。確かに、一方では、双方の非類似性が因果関係を否定する。「痛み、色、音、およびその類の観念」は「物体的な運動とは何の類似性ももたない」以上⁽²⁹⁾、運動それのみによって感覚が発生することはいずれ、その意味において運動は十全たる意味での原因たりえない。しかし、他方では対応を想定せざるをえない。感覚は「私のいかなる同意もなしに到来してくるのであって、それゆえ、たとえ望んでも、それらが感覚器官に現前していないかぎり私はいかなる対象をも決して感覚しえないし、また現前していれば感覚しないではいられないことを経験していたからである」⁽³⁰⁾。少なくとも「他の時よりもむしろある時に」⁽³¹⁾ その結果が産出されることの理拠、その意味での《原因》であることは認めざるをえない。すなわち、「せいぜいのところ遠隔的で偶然的 (remota & accidentaria duntaxat)」という条件付きの原因であって、

B-2-2-4 対応する運動は発生する感覚の遠隔的原因である

ということになる。では、それに対し、感覚の「近接的で第一義的な原因 (causa ... proxima & primaria)」⁽³²⁾ は何なのか。「存在するかぎりのすべてのものを創造した」神のことを別とすれば⁽³³⁾、

B-2-2-5 感覚の近接的原因は我々の本性である

とすべきである。ここでの「我々の本性」とは勝義には非物質的な感覚の発生過程におけるそれ (B-2-2) であろうが、身体過程、我々の

身体構造におけるそれ（B-1-1-1）もその前提として包含されていると解すべきであろう。

このB-2-2-5からは、表現としてはおそらく挑発的な、しかしデカルトが明確に主張する一つの命題が派生するのであって、それは

B-2-2-6 感覚の観念も本有的である
である。この命題は、このB-2-2の文脈においてのみ正しく理解されうるのである。すなわち、対象と発生する感覚との間の非類似性は「本性的ないし本有的に解された（*puta naturalem sive innatam*）」思惟する能力の介在の証であり、物質的運動が感覚の発生の《機会》（B-2-2-3）たりうるのは、ただ「自らに本有的な能力を経て（*per innatam sibi facultatem*）」⁽³⁴⁾のことなのである。したがって、発生する感覚知覚、その観念そのものは「ただ思惟する能力のみに由来する」という「本有的」観念の定義に該当することとなる⁽³⁵⁾。

むろん物体の運動と感覚知覚の間に対応はある。そしてひとびとの身体構造には個人差があるのだから、たとえば視力がひとによって違うように、同じ対象を《機会として》発生させる観念は異なりうる。しかしそれは我々の身体構造も我々の本性の一部である（B-1-1-1）からであり、家族間で遺伝する病が本有的ないし生得的であるのと「同じ意味」⁽³⁶⁾であろう。

II. 感覚の目的

さて、感覚が自然によって定められ、我々の本性であるとすれば、それはなぜ存在するのであるか。その目的は何であるのか。「自然」とは「神そのものであるか、あるいは神によって定められた被造物の秩序」⁽³⁷⁾である以上、感覚の存在も神の本性、神による我々の創造のあり方のもとで理解されるべきことであろう。す

なわち、神の本性の考察から得られた

C 神は欺く者ではありえない

という認識のもとに吟味されなければならない⁽³⁸⁾。実際、「神の本性に注意するならば、神が私のうちに、その類において（*in suo genere*）完全ではない、つまりそこにあるべき何らかの完全性が欠如したある能力をおいたということが起こりうるとは思われない」⁽³⁹⁾のであるから、Cを感覚能力に特化して表現するならば、

C-1 感覚もその類において完全である

となる。「その類において」とは、しかるべき目的に応じて、しかしそのかぎりでのという意味にほかならない。

したがって、もし感覚が真理に把握のためにあるとするならば、その目的に対し完全でなければならず、たとえば足に何らかの損傷が生じた場合、痛みの感覚ではなく、足から脳に伝播してきた「運動そのもの」を精神に表示すべく我々の本性が与えられていなければならない⁽⁴⁰⁾。私と私の身体との関係も「単に水夫が舟に乗っているように（*ut nauta adest navigio*）」あり、身体の損傷は「純粋知性によって（*puro intellectu*）」把握されるのでなければならない⁽⁴¹⁾。

ところが、我々の感覚とそれを引き起こす対象との間に類似はなく（A）、我々に与えられるのは「運動そのもの」の認識ではなく「痛みの感覚」である。したがって、C-1とAから、

B-2-3 感覚の目的は真理の把握にあるのではない

ということが理解されるであろう。感覚は「我々の外におかれた物体の本性はいったい何であるかを直接認知するための確実な規則」⁽⁴²⁾ではない。「真理を知ることは精神にのみ属し、（心身）複合体には属していない」⁽⁴³⁾のである。

しかし、C-1 からして、感覚にも、そのもとではそれが完全である目的があるはずである。感覚も自然によって与えられている以上、そこには「何らかの真理 (aliquid ... veritatis)」があるはずであり、その目的の理解のもとに考察するならば「真理に到達する確かな希望」をもちうるものでなければならない⁽⁴⁴⁾。

そして「自然が何にもましてはっきりと教えること (natura magis expresse doceat)」は、「私が身体をもっていて、苦痛を感じる際には具合が悪く、飢えや渇きを蒙る際には食料や飲料を必要としている、等々のこと」、あるいは「私の身体のまわりには様々な他の物体が存在していて、そのうちの幾らかは私の追求すべきものであり、他のものは斥けるべきものであるということ」⁽⁴⁵⁾ であろう。この「教え」を神の誠実性 (C) の理解のもとで受け入れるならば、

B-2-4 感覚の目的は人間にとっての利害を教えることにある

と措定されることとなる。ここでの人間とは、むろん「私の身体、というよりむしろ身体と精神によって結合されているかぎりの私の全体」のことである。感覚とは「本来はただ単に、精神がその一部である結合体にとって、いったい何が好都合あるいは不都合であるかを精神に示すために自然によって与えられ」⁽⁴⁶⁾ たものにはかならない。

Ⅲ. 自然の傾向性

3.1 自然の傾向性と「私の信じやすさ」

目的が心身結合体の利害を教えること、とりわけ「身体の利益 (utilitas corporis)」⁽⁴⁷⁾ に関与する以上、感覚は単に知識として、あるいはデータとして与えられるのではない。自然は

我々に何ものかを追求す《べき》、斥けるべき《べき》ものとして提示する。飢えや渇きの感覚は食物や飲料の摂取を「促す (admoneo)」⁽⁴⁸⁾ からこそ、身体の保持という目的を達成しうるのである。すなわち、我々の精神のうちには感覚を、あるいは少なくとも感覚によって与えられていると思われているものを、単に指し示すのみならず、それを信じ、それに従うよう促す何ものかがある。この「何ものか」を「傾向性 (propensio)」と呼ぶならば⁽⁴⁹⁾、

B-2-5 人間には感覚を信じ、それに従って行動する傾向性が本性としてある

ということになる。この傾向性それ自体は自然によって与えられた我々の本性である。そうであるがゆえに、「感覚によって知得された観念」は、省察によって得られた知的観念と比べてさえ「はるかに生き生きとしていて鮮やかであり、その意味においていっそう判明でさえある」⁽⁵⁰⁾。

この傾向性は「私の信じやすさ (credulitas mea)」⁽⁵¹⁾ を構成するものの一部、それももっとも重要な一部である。仮に「感覚はときに欺く」⁽⁵²⁾ ことを経験し、「確かにある意味では疑わしい」ことに気づいたとしても、我々はそれを「否定するよりも信ずる方がはるかに理にかなっている」⁽⁵³⁾ との思いを禁じえないであろう。すなわち、感覚にともなうこの傾向性は我々の内なる力であり、その力に対抗するには、懷疑を誇張することによって生ずる力に頼らざるをえない⁽⁵⁴⁾。

もっとも省察以前には、あるいは省察当初では、この感覚にともなう傾向性は「古い意見」、「信じる習慣」等々と呼ばれるものと区別できず⁽⁵⁵⁾、疑いをもち始めた精神にとっては先入見として立ち現れてくる。その力は私の内なる「盲目の衝動 (impulsus)」⁽⁵⁶⁾ であり、少なくとも

も、従うべき真の「自然の教え」なのか、あるいは単にそう《思われる》⁽⁵⁷⁾だけにすぎないのか、区別できないであろう。

また「自然の光」⁽⁵⁸⁾とも省察以前には区別されないであろう。自然の傾向性も自然の光も、ともに「自然によって教えられたこと」である。自然の光による明晰判明知が「同意しないではいられない (non possem ... non assentior)」とするならば⁽⁵⁹⁾、感覚的認識も省察以前にはそうであろう。ともに我々のうちにおいて信ずるよう働く力であり、双方を識別しようとすれば結局のところ「精神のみに属すること」と「精神と物体から複合されているかぎりの私が神から授かったもの」の区別によらざるをえない⁽⁶⁰⁾。精神と心身結合体の区別自体が長い思索によって得られたものであることは言うまでもない⁽⁶¹⁾。

すなわち、我々のうちにはそれぞれ出所の定かではない、しかしそれなりに強力な、様々な事柄について信じさせようとする力が働いている。省察とは、それに対抗しうる懐疑の力によって⁽⁶²⁾ おのおのの認識の出目を明らかにし、真に信ずべき「自然の教え」と、そう思われていたとしても実はそうではないことを段階的に弁別する過程にほかならない。真理の解明と、内なる力の弁別は異なる作業ではない。

3.2 「大いなる傾向性」

さて、自然の傾向性の根幹は「大いなる傾向性 (magna propensio)」、すなわち我々のもつ物体的なものの観念が「物体的なものから送り込まれたと信ずる」傾向性である⁽⁶³⁾。具体的には、「私の外に何らかのものが (esse)」(存在)、物体的な観念は「そこから来て (procedo)」(出来)いて、そして「それに全くのところ似ている (similis)」(類似)というこ

とであろう⁽⁶⁴⁾。感覚による自然の教え、ないしそう思われているところに含まれる存在、出来、類似というこの3要素についても、省察の結果の教えるところはそれぞれ異なることとなる。私の思惟の外における物体の存在それ自体については、神の誠実性 (C) と、まさにこの「大いなる傾向性」を根拠として⁽⁶⁵⁾ 肯定されなければならない。私の思惟の内なる物体の観念が外なる物体そのものから出来することは、遠隔的原因として (B-2-2-4) 半ば肯定される。すなわち対応 (B) はあるのである。しかし、双方の類似は断固として否定されなければならない (A)。類似は自然の教えと《思われている》⁽⁶⁶⁾ ことにすぎない。

したがって、感覚による自然の教え、それにとともなう傾向性は二面的である。一方では、言うまでもなく「感覚はときに欺く」のであり、「一度たりとも我々を欺いたことのあるものを決して全面的に信頼したりしないようにするのが賢明」である⁽⁶⁷⁾。なぜ欺くのか、どのように欺かれるのか解明されない間は感覚の教えを全面的に拒否して思索を進めるしかない。

しかし、他方、省察の進行によって感覚についても「確かな希望」が見いだされてきた。「自然によって教えられたことのすべてが何らかの真理をもっている」ことに疑いはない。「自然」とは神ないし神の定めた秩序であって、神の誠実性からして感覚もその類としては完全 (C-1) なのである。それゆえ自然ないし私の本性としてとらえるべき運動の伝播の過程 (B-1) と感覚の発生 (B-2) そのものに誤謬はありえない⁽⁶⁸⁾。思惟の外のもとの私の感覚との間には、機械論的に (B-1)、そして一意的記号としての (B-2-2-1) 対応関係がある。したがって何かが自然の教えであるならば、それは肯定されるべきであろう。

必要なことは、自然の教えと《思われる》こと、感覚と《思われている》こと、それゆえ信ずるよう促され、「信じる習慣」となっていることの総体の中から、《真の》自然の教え、《真の》感覚を弁別することである。すでに見てきたように⁽⁶⁹⁾、我々が通常《感覚》と見なし、それゆえ「感覚の第3段階」とされる過程が残されている。それはデカルトによれば実は本来感覚ではなく、知性による判断(B-3)、あるいは判断の「習慣」である。あまりにも「迅速」な判断、あるいは判断の想起であって、我々はそれを真に感覚として与えられているものから区別しない⁽⁷⁰⁾。判断も習慣となれば真の自然の教えと同様、そう信じないではいられないであろう。

すなわち、自然ないし本性と我々の側の責のうちにある判断ないしその記憶とが交叉する部分がある。マルブランシュなら「自然的判断(jugements naturels)」と呼ぶところであり⁽⁷¹⁾、感覚の誤謬の多くはこの部分の解明にかかっている。我々の次なる課題である。

註

- (1) 拙稿「類似なき対応——デカルトの感覚論・1——」(名古屋学院大学論集, 人文・自然科学篇, 第43巻・第2号, 2007, pp. 23-34)。
- (2) 『省察』第6答弁(AT-7:436:26-439:15)。デカルトからの引用は、すべて“*Œuvres de Descartes*”, publiées par Ch. Adam et P. Tannery, nouvelle présentation, 11 vols., 1964-74, Parisより。以下“AT”と略記して、上記のように巻数、ページ数、行数を順に:で結んで表示する。
- (3) *natura*ないし*nature*, およびその形容詞・副詞について、本稿ではおのおのの箇所における日本語の語感に応じて「自然」「本性」、ときに「自然ないし本性」と訳しわけが、言うまでもなく異なるものではない。

- (4) 『省察』第6答弁(AT-7:438:21-23)。
- (5) ただし本稿は《自然ないし本性》とその力にとどめ、それと知性による判断との関係については次号に譲らざるをえない。
- (6) 『省察』第6答弁(AT-7:437:23-25)。
- (7) 狭義の感覚の発生(B-2)について「自然によって制定され(*instiueé/instiui*)ている」という表現は『屈折光学』第6講(AT-6:130:14-15/134:29-135:3/137:14), 『省察』第6省察(AT-7:87:9-11)にある。また『省察』第6省察では「自然によって与えられ(*dedi*)た」, 「植え込まれ(*indidi*)ている」とも言われる(AT-7:83:17/87:26)。『人間論』には「神がこの機械に理性的精神を結びつける時には、…精神が様々な感情(*sentiments*)をもつように精神をつくるだろう」(AT-11:143:20-27)とある。ほかに、とりわけ個別的認識については「自然によって教えられた(*docentur a natura*)」という表現の用例が多数見いだされるが、それらについてはのちほど見ることにしよう。
- (8) 引用は『省察』第6省察(AT-7:80:21-24)。『哲学原理』第1部第28節(AT-8-1:15:27)には「神ないし自然(*Deus aut natura*)」とある。また、我々ないし我々の魂、精神は「本性からそのようにある(*être de telle nature*)」(『屈折光学』第6講(AT-6:130:22-26)／『省察』第6省察(AT-7:87:26)／『哲学原理』第4部第197節(AT-8-1:320:欄外/321:20-21))なのであって、したがって「私の本性(*natura mea*)」, 「我々の本性(*naturæ nostræ*)」, 「人間の本性(*natura hominis*)」(『省察』第6省察(AT-7:88:7/88:20/89:9/90:15))である。
- (9) 註(1)の拙稿の註(3)に述べたように、我々の意図はいわゆる心身問題そのものについて議論することにあるのではない。
- (10) 『方法序説』第5部には、動物について「かれらの器官の配置に従って、かれらのうちで作用しているのは自然である」(AT-6:59:2-3)とある。また『哲学原理』第1部第71節でも「自然によってそのように(*sic*)つくられた身体の機構」(AT-8-1:35:24-25)とされている。実際、『屈折光学』も第7講にはいると、視覚に関する身体構造につ

- いて「自然 (Nature)」への言及が頻出する (AT-6:147:21/149:15/149:28/152:24/153:23/154:5/156:31/159:29/163:24/165:1)。当然のことではあるが、のちほど「自然ないし本性」を吟味する際に、そこにはこの段階のものも含まれていることに留意する必要がある。
- (11) 『屈折光学』第4講 (AT-6:112:5-9/113:1-3)。
- (12) 『屈折光学』第6講 (AT-6:146:2-5)。
- (13) 引用は順に『省察』第1省察 (AT-7:18:19-20)、第6省察 (AT-7:76:23-24)。後者は懷疑理由を回顧する場面におけるものである。
- (14) 四角い塔が丸く見える例は『屈折光学』第6講 (AT-6:146:2-147:4) において視神経の構造の問題として説明される。《感覚の誤謬》の多くは身体過程をその主要因とするものであり、その分析こそ自然学の課題である。ただし、身体過程そのものは感覚ではなく、ましてやその誤謬ではありえないのであって、あくまで誤謬の《源》にすぎない。
- (15) 『精神指導の規則』第12規則 (AT-10:412:18-19/412:20-22/414:1-4)。「蛾が印鑑から形を受け取るとく (circa)」ということは、対象から外部感覚にいたる過程では「比喩ではない」 (AT-10:412:14-19) とされる。
- (16) 『屈折光学』第5講。網膜像の類似については AT-6:118:31-120:1/124:14-25/490。脳内については AT-6:129:16-19。
- (17) 『屈折光学』第4講 (AT-6:113:2-3)。
- (18) いわゆる透視画法については『屈折光学』第4講 (AT-6:113:8-31)、第5講 (AT-6:115:27-117:1/123:31-124:4)、第6講 (AT-6:147:4-12)、『人間論』 (AT-11:162:29-31) で言及されている。三次元の対象が網膜上において二次元に変換されて与えられている以上、我々の視覚が三次元であるとなれば、何らかの形で、おそらく B-3 の過程で逆に再変換されていると考えざるをえない。
- (19) 引用は順に『屈折光学』第6講 (AT-6:130:3-6)、第4講 (AT-6:113:15-16)。ここでの「類似」という語の使用は譲歩的表現である可能性が高い。第4講 (AT-6:112:28-113:8) 参照。
- (20) 『屈折光学』第6講 (AT-6:131:7-10)。
- (21) 代表的な箇所のみを挙げるならば、『省察』第6省察 (AT-7:78:13-20)、『哲学原理』第1部第8節 (AT-8-1:7:10-19)。
- (22) 『精神指導の規則』第12規則 (AT-10:415:22-27)。前註(15)参照。
- (23) 『屈折光学』第6講 (AT-6:130:22-131:1)。より詳しくは『気象学』第8講 (AT-6:331:11-335:22) で展開される。またたとえば熱や冷、塩の味覚を発生させる運動についてはそれぞれ『気象学』第1講 (AT-6:235:31-236:11)、第3講 (AT-6:250:10-19) で述べられている。もっとも感覚の自然学的説明、すなわちそれを発生させる身体構造の説明は『人間論』の中核 (AT-6:140:7-167:22) そのものであり、その要点は『哲学原理』第4部第188節から第198節 (AT-8-1:315:6-323:2) で論じられる。
- (24) 『省察』第6省察 (AT-7:88:7-11)。
- (25) 『省察』第6省察。引用は AT-7:86:20-21、他に AT-7:87:19-22/88:27-28。
- (26) いわゆる幻肢痛については、『省察』第6省察 (AT-7:77:1-7/87:4-18/88:22-89:2)、『哲学原理』第4部第197節 (AT-8-1:320:6-22) で論じられている。
- (27) 『宇宙論』第1章には「自然もまたある記号を定め (établir certain signe)、私たちに光の感覚をもたせる」 (AT-11:4:13-15) とある。感覚にはことばや人間の表情と同様、《類似なき対応》があり、それゆえ「記号」である。『屈折光学』第4講 (AT-6:112:23-28) 参照。
- (28) 『省察』第6省察には「(神経の) この運動は、…そこで何ものかを感じするための合図を精神に与える (signum dat)」 (AT-7:88:2-4) とある。「機会 (occasion)」の用例は多数あり、註(1)の拙稿の註(46)参照。
- (29) 『揭示文書への覚書』 (AT-8-2:359:2-16)。
- (30) 『省察』第6省察 (AT-7:75:10-14)。感覚のこのいわば不随意性は、懷疑のただ中であってさえ認めざるをえない経験的事実として立ち現れてくる。感覚の対象の存在を拒絶しても、あるいは脳ないし脳内の物質的運動を拒絶してさえも、不随意性そのものは否定しがたい。我々がのちほど考察する「自然的傾動性 (impetus naturalis)」の主

要な契機であろう。『省察』第3省察(AT-7:38:11-39:5) 参照。

- (31) 『揭示文書への覚書』(AT-8-2:359:4/360:8-9)。
 - (32) 『揭示文書への覚書』(AT-8-2:360:3-22)。この2つの原因についての議論は、直接には神の観念についてのものである。
 - (33) 『省察』第3省察(AT-7:45:13-14)。『哲学原理』第1部第22節(AT-8-1:13:20) 参照。デカルトはマルブランシュと違い、具体的な原因の考察に際しては常に神を除外する。
 - (34) 『揭示文書への覚書』(AT-8-2:357:24-25/359:3-4)。
 - (35) 『揭示文書への覚書』(AT-8-2:358:3)。ただし、この意味ではすべての観念が本有的と解される余地があり、少なくとも通常の観念の3分類説(『省察』第3省察(AT-7:37:29-38:10) 等)との整合性は問題となろう。E. Gilson, “Discours de la méthode: Texte et commentaire”, Paris, 1925, pp. 327-8; G. [Rodis-] Lewis, “Le Problème de l’inconscient et le cartésianisme”, Paris, 1950, pp. 84-7; M. Gueroult, “Descartes selon l’ordre des raisons”, 2 vols, Paris, 1968, t.1, pp. 101-3; Desmond M. Clarke, “Descartes’ philosophy of science”, Manchester, 1982, pp. 48-54; Tad M. Schmaltz, ‘Descartes on innate ideas, sensation, and scholasticism: The response to Regius’, in “Studies in Seventeenth-Century European Philosophy”, ed. by M. A. Stewart, Oxford, 1997, pp. 39-41 等参照。
- いずれにしても、感覚の観念すら本有的であるとすれば、ここから「我々の観念のうちには、精神ないし思惟する能力に本有的でなかったものは、経験にかかわるその事情だけを別とすれば (solis iis circumstantiis exceptis, quae ad experientiam spectant), 何もない」(AT-8-2:358:25-28) という著名な主張が述べられることとなる。
- (36) 『揭示文書への覚書』(AT-8-2:358:6-7)。
 - (37) 前註(8)参照。
 - (38) 『省察』第3省察(AT-7:52:6-9)、第4省察(AT-7:53:23-29)、第5省察(AT-7:70:10-12)、『哲学原理』第1部第29節(AT-8-1:16:9-17)。周知の

ように物体の存在も神の誠実性の考察のもとに証明される。『省察』第6省察(AT-7:79:22-27)、『哲学原理』第2部第1節(AT-8-1:40:15-41:13) 参照。

また言うまでもなく、神の観念は「感覚から汲んだのではない」(『省察』第3省察(AT-7:51:7)/『方法序説』第4部(AT-6:37:13-14))が、感覚の目的の解明に際しての前提である。

- (39) 『省察』第4省察(AT-7:55:3-6)。
 - (40) 『省察』第6省察(AT-7:88:7-11)。
 - (41) 『省察』第6省察(AT-7:81:1-11)。
 - (42) 『省察』第6省察(AT-7:83:20-21)。
 - (43) 『省察』第6省察(AT-7:82:30-83:2)。ただし「先立つ知性の検討なしには」(AT-7:82:29) という条件が付いたうえでのことである。『精神指導の規則』第12規則(AT-10:416:23-28) 参照。
 - (44) 『省察』第6省察。「何らかの真理」はAT-7:80:21/80:31。「真理に到達する確かな希望」はAT-7:80:19。後者について我々はすでに《類似なき対応》の肯定面を示す象徴的な表現として扱った。前註(1)の拙稿p. 26 参照。
 - (45) 『省察』第6省察。順にAT-7:80:27-30/81:24-25。AT-7:74:20-23/82:25-27も参照。
 - (46) 引用は『省察』第6省察(AT-7:81:24-25/83:16-19)。『哲学原理』第1部第71節(AT-8-1:35:5-36:22)、第2部第3節(AT-8-1:41:25-27) 参照。
 - (47) 『哲学原理』第1部第71節(AT-8-1:36:3)。
 - (48) 『省察』第6省察(AT-7:76:10)。
 - (49) propensio という語の用例は『省察』第6省察(AT-7:74:26/79:28)。この「傾向性」は、のちほど見るように、その対象や当否の分析が進むにつれ「傾動性 (impetus)」、 「衝動 (impulsus)」等々、様々に言い換えられることになる。「自然の光 (lumen naturale)」との関係は後述。ここでは「傾向性」という語によって我々のところに働く力をもっとも広い意味において用いることとする。
- また、『人間論』に述べられる「気質すなわち自然的性向 (humeurs ou inclination naturelles)」(AT-11:166:19-20/167:8-9/195:29)、『情念論』の「本性ないし習性 (la nature ou l’habitude)」(AT-11:361:17-20/361:22-24/362:5-21/368:23-369:11) の根底にあるものとも言えようが、安易

- な同一視は避けるべきであろう。
- (50) 『省察』第6省察。引用はAT-7:75:14-18。ほかにAT-7:75:24-26/83:19および『哲学原理』第1部第66節(AT-8-1:32:23-14)、第2部第1節(AT-8-1:40:15-16)参照。
- (51) 『省察』第1省察(AT-7:22:5/22:9)。
- (52) 『省察』第1省察(AT-7:18:16-17)。註(1)の拙稿pp. 23-25参照。
- (53) 『省察』第1省察(AT-7:22:11-12)。
- (54) 『省察』第1省察(AT-7:22:12-18)。
- (55) 『省察』第1省察(AT-7:22:4-5/22:17/23:14-15)、第2省察(AT-7:34:7)、第3省察(AT-7:35:23-29)、第6省察(AT-7:82:2-3)、『哲学原理』第1部第66節(AT-8-1:32:22-23)参照。
- (56) 『省察』第3省察(AT-7:22:40:1)。第3省察では「傾動性(impetus)」とも呼ばれ(AT-7:38:25/39:1-2/39:8)、第6省察には「自然によって駆り立てられる(impellor)」(AT-7:77:21/84:1-2/84:8-9)という表現が見いだされる。「衝動(impulsus)」はすでに『精神指導の規則』第12規則(AT-10:424:2/424:7)で論じられている。
- (57) 自然によって与えられた傾向性をともなう認識は、具体的に考察されるとき「自然によって教えられ(doceor a natura)た」と解され、この表現は『省察』に頻出することとなる。本来、「自然によって教えられたことすべては何らかの真理をもっている」(第6省察(AT-7:80:20-21/80:27-28))のであり、そのことの発見以後は肯定的に語られる(AT-7:81:1/81:15/82:14-15/82:25)。しかし、この自然の教えと、ただそのように「思われる(videor)」(第3省察(AT-7:38:14-15)、第6省察(AT-7:76:12/76:18/82:1-2))だけのものととの弁別が必要であって、さもないならば先入見を「自然によって自分に賦与されたものであるかのように(tanquam)」(『哲学原理』第1部第71節(AT-8-1:36:21-22))認めてしまうことであろう。「自然によって教えられたことに多大な信頼を置いてはならない」(第6省察(AT-7:77:22-23))と考えざるをえなかった所以である。
- (58) 『省察』概要(AT-7:15:11-12)、第3省察(AT-7:38:26/38:28/40:21/42:11/44:11/47:25/49:11/52:9)、第4省察(AT-7:60:3-4)、第6省察(AT-7:82:20)、『哲学原理』第1部各節(AT-8-1:8:19/11:29/12:26/16:18/21:24)。
- (59) 『省察』第5省察(AT-7:65:6-9/69:16-18/69:30-70:1)。
- (60) 『省察』第6省察(AT-7:12-25)。第3省察(AT-7:38:22-39:5)においても自然の傾動性は自然の光と比較されるが、そこでは、自然の傾動性によって「悪しき側へ駆り立てられた」経験によってでしか識別されない。これだけでは他のことは疑いえないという感を禁じえない(第1省察(AT-7:18:19-22))はずであり、誇張懷疑の中においてのみ有効な議論であろう。第6省察においてはじめて精神と心身複合体との区別によって識別される。
- (61) ここでいわゆる循環問題が発生することとなるが、本稿では論じない。
- (62) 前註(54)参照。
- (63) 『省察』第6省察(AT-7:79:28-80:1)。
- (64) 『省察』第3省察(AT-7:35:26-27)。詳しくは拙稿「デカルトにおける感覚の表象と私の不完全性」(名古屋学院大学論集, 人文・自然科学篇第42巻1号, 2005) p. 4-7参照。
- (65) 『省察』第6省察(AT-7:79:27-80:4)。『哲学原理』第2部第1節では「大いなる傾向性」にかわって「感覚に駆り立てられて明晰判明に覚知している(a sensu impulsu clare ac distincte percipimus)」(AT-8-1:40:15-16)ことが根拠とされる。
- (66) 『省察』第3省察(AT-7:38:14-15)。
- (67) 『省察』第1省察(AT-7:18:17-19)。
- (68) 前註(4)参照。ただし「自然」の一つの意味において、である。『省察』第6省察(AT-7:84:15-85:2)参照。
- (69) 前註(1)の拙稿参照。
- (70) 『省察』第6答弁(AT-7:438:10-15)。
- (71) マルブランシュの『真理の探究』第1巻、とりわけその第7章第4節の一文、Malebranche, N. “Œuvres complètes de Malebranche”, 20 vols., ed. by A. Robinet, Paris, 1958-1969, tome 1, p. 97, l. 17-22参照。